

公益財団法人金沢子ども科学財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人金沢子ども科学財団（以下「財団」という。）定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費を指すものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に支給する報酬は、月額500,000円までの範囲内とする。
- 3 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人子ども科学財団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）に準ずるものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員に支給する報酬は、財団の会議に出席したとき、又は財団の職務を行った場合、1回あたり若しくは日額として6,000円を支給することができるものとする。ただし、地方公共団体の職員である役員及び評議員については支給しない。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。

(費用)

第4条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等が、職務のため出張する場合の費用については、公益財団法人金沢子ども科学財団会計規程によるものとする。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は公益財団法人金沢子ども科学財団職員給与に関する規程に準ずるものとする。

(公表)

第5条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団・一般財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。